

# 平成26年第3回定例会審議結果

○…賛成 ×…反対

議案番号	議案等の名称	議員名等	審議結果	民政クラブ		鶴誠会		公明党		大空		日本共産		レモン		賛成	反対	
				内野嘉広	杉田恭之	大曾根英明	金泉婦貴子	持田敏明	齊藤芳久	高橋剣二	藤原建志	山中基充	松尾孝彦	五伝木隆幸	出雲敏太郎			漆畑和司
議・議案第2号	鶴ヶ島市空き家の適正な管理に関する条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（内田広行氏）		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第35号	鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第36号	鶴ヶ島市保育の必要性の認定に係る保護者の労働時間を定める条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第37号	鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第38号	鶴ヶ島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第39号	広域静苑組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第40号	平成26年度鶴ヶ島市一般会計補正予算(第4号)について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第41号	平成26年度鶴ヶ島市介護保険特別会計補正予算(第1号)について		可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第42号	平成25年度鶴ヶ島市一般会計歳入歳出決算の認定について		認定に決す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第43号	平成25年度鶴ヶ島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		認定に決す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第44号	平成25年度鶴ヶ島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		認定に決す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第45号	平成25年度鶴ヶ島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		認定に決す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第46号	平成25年度鶴ヶ島市坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について		認定に決す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第47号	平成25年度鶴ヶ島市坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について		認定に決す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第48号	教育委員会委員の任命について（浅子藤郎氏）		同意に決す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

## 条例

【議案第36号】  
鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例について

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に合わせて、支給の対象者に重度の精神障害者を加えるもの。

理由は、65歳以上の方を対象とする

障害者福祉課長 65歳以上で重度の障害者になると、後期高齢者医療制度の対象となり、医療費の一部負担金が1割で済むためである。

【議案第36号】  
鶴ヶ島市保育の必要性の認定に係る保護者の労働時間を定める条例について

子ども・子育て支援法の施行による新たな保育の必要性の認定を行うのに必要な保護者の労働時間について定めるもの。

保育の必要性の認定に係る保護者の労働時間は、どのように算定したものなのか。

子ども支援課主席主幹 これまでの市の保育所入所基準と同じ月64時間とするもので、1日の勤務時間を4時間、それを週4日で1か月当たり64時間と定める。

## 委員会審査

【議案第37号】  
鶴ヶ島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

市の独自の基準があるか。

子ども支援課主席主幹 独自の基準として、家庭的保育事業者等の役員と職員からの暴力団員の排除規定、非常災害時における関係機関への通報体制と連携体制の整備と食料等の備蓄に関する規定を設けた。

また、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業における保育を行う場所を原則1階とした。

【議案第38号】  
鶴ヶ島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

児童保育の利用状況と今までの運営基準は。

子ども支援課長 4月1日現在で751人が利用し、全児童の19・1割である。今まで、国や県のガイドラインに添って運営してきた。